規 則

学校教育 法 0) 部 改 正 に 伴 う 関 係 規 則 \mathcal{O} 整 一備に 関 する 規 則 をここに 公布 する

成二十 九 年三月三十 __ 日

玉 県 教 育 委員 (会委員 長 岩 本 育 子

玉 県教育委員 会 規則 第五号

学校教育法 \mathcal{O} 一部改正に伴 う 関 係 規 則 \mathcal{O} 整 関 す る 規

(埼玉県立高等学校管理規則の _ 部 改 正

第 埼玉県立高等学校管理規 則 (昭和三 十 二 年 埼 玉 県 教 育委員会規 第 七

 \mathcal{O} 一部を次 のように改正する

第 八 条第 項 \mathcal{O} 表 中 に (従事 す る を を 0 か さど る $\overline{}$ に 改 め 同 条第三項

中 験等を必要とするの事務で相当高度 に上 0) に 務にの 従 司 事 司 る 司 従事する。 事務に従事する。 引の命を受け、学は 事の 0) すする。 従事を 命 を受け 事する Ź 度 特 困の学 事 相 難知校 定 務 当 な識図 に従事 0) 义 困 事務 書 書 難 ŧ 館 の経館 な を をつかさどる。 をつかさどる。 を の上 さ う言 どる。 事司 司の命を受け 務司 *務をつかさど、 かの をの かさどる。 つ命 かさどる。 る度 困の学 。相 特 る 学 定 。校 難知校 務 0) な識図 を 困 事 書 書 to 0 難 務 館 な の経館 か に 改 \otimes

同

表

2 験 で 項 等 カュ 知 \mathcal{O} さどる」 を必 識 表 中 経験等を必 要とする 事 務で に 改 知 8 ŧ 識、 要とする相当困難なも \mathcal{O} に 経験等を必要とする 従事 す Ś を 事務 のを 相当 で 0 知識 木 かさどる」に、 難 な 経験等を必要とす ŧ \mathcal{O} に 従 「事務で知識 事する」 る も を一事 \mathcal{O}

(埼 玉 県 立 中学 校管 理 規 則 \mathcal{O} __ 部 改正) を

経

務

兀

二条 埼 玉県立 中学 校管理規則 (平成十 五. 年埼 玉 県 教 育 委員 会 規 則 第二十 五. 号)

 \mathcal{O} 部 を \mathcal{O} よう Œ 改 正する

に従事する。 験等を必要とする の事務で相当高京上司の命を受け、 事 *務に従事する。 事 司 る司 務に 0 0 命 命 に従事する。叩を受け、学は を受 け 相 難知校な識図 校 務 当 図 に 困 書 、書 従 ŧ 難 の経館 館 事 な を 験等を必要とするE上司の命を受け、必 上 司 つ 事務をつ さ 司 事 司 の命を受け るの 命 を かさどる。 いた受け、. を受 0 で受け、学は け

困の学難知校

な識、割と、

の経館

に

。校 図

書

館

。相当

困

|難な

事

務

を

0

カュ

兀

条

 \mathcal{O}

表

中

改 \otimes る

則